

# 告 示

## 埼玉県告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画区域区分

### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域  
なし

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

埼玉県越谷市花田二丁目、花田三丁目、花田四丁目、花田六丁目及び花田七丁目の各一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部  
都市計画課、吉川市都市整備部都市計画課、松伏町新市街地整備課

### 四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで